

官報號外

昭和二十年一月三十一日

○第八十六回 衆議院議事速記錄第六號

昭和二十年一月三十日(火曜日)

午後三時二十五分開議

議事日程 第五號
昭和二十年一月三十日
午後一時開議

昭和二十年一月三十日

午後一時開議

第一 船員保險法中改正法律案
(政府提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

○議長(岡田忠彦君) 諸般ノ報告ヲ致
サセマス

[書記官朗讀]

一、本日議員ヨリ提出セラレタル議案
左ノ如シ

船員諸士ニ對スル感謝決議案

提出者

藤生安太郎君 安藤 正純君

青木 精一君 綾部健太郎君

新井 堯爾君 井野 碩哉君

伊豆 富人君 一宮房治郎君

上田 孝吉君 植松 練麿君

小高長三郎君 越智太兵衛君

大蔵 唯男君 太田 正孝君

加藤鎌五郎君 勝 正憲君

勝田 永吉君

金光 康夫君

川崎末五郎君

川島正次郎君

今成留之助君

今牧 嘉雄君

小山邦太郎君

櫻井兵五郎君

眞藤慎太郎君

多田 滿長君

高橋 守平君

津崎 尚武君

手代木隆吉君

中島彌園次君

永野 護君

箸本 太吉君

中瀬 收君

豊田 利馬君

肥田 琢司君

眞崎 勝次君

竹内 俊吉君

眞鍋 儀十君

松永 東君

三好 英之君

田中 源君

田中 藤作君

田中 朋之君

田中 好君

龍澤 七郎君

池本甚四郎君

石坂 繁君

泉 國三郎君

今尾 登君

宇田 耕一君

江口 繁君

岡本傳之助君

木村寅太郎君

金光 邦三君

沖 藏君

川俣 片山 一男君

瀧音君

小泉 純也君

木村寅太郎君

小坂 武雄君

齊藤 正身君

薩摩 雄次君

杉山元治郎君

中島彌園次君

永野 護君

豊田 利馬君

肥田 琢司君

眞崎 勝次君

竹内 俊吉君

眞鍋 儀十君

松永 東君

三好 英之君

田中 源君

田中 藤作君

田中 朋之君

原口 純允君

古田壹三太君

正木 清君

松浦周太郎君

森田重次郎君

森谷 新一君

吉田敬太郎君

山中 義貞君

山本 采吉君

吉田敬太郎君

池田 秀雄君

牛塚虎太郎君

松村 謙三君

作田高太郎君

木村 正義君

木暮武太夫君

中村又七郎君

加藤 弘造君

木暮武太夫君

愛野時一郎君

下出 義雄君

小坂 武雄君

増田 義一君

林 信雄君

豐田 收君

駒井 重次君

伊藤東一郎君

佐藤 芳男君

小野 秀一君

宇田 耕一君

南郷 武夫君

佐藤 芳男君

大石 齊治君

渡邊善十郎君

原 玉重君

山崎 常吉君

圖師 兼貳君

吉田敬太郎君

高畠龜太郎君

眞崎 勝次君

山本 芳治君

北村又左衛門君

高野孫左衛門君

森部 隆輔君

信正 義雄君

小山邦太郎君

松浦周太郎君

西村 茂生君

三宅 正一君

仲井間宗一君

吉田敬太郎君

高橋熊次郎君

吉植 庄亮君

高橋熊次郎君

伊藤 清君

赤城 宗徳君

伊藤 五郎君

西尾 末廣君	林 正男君	兵役法中改正法律案(政府提出、貴族院送付)外二件委員
福田 重清君	松永 東君	農林中央金庫法中改正法律案(政府提出、貴族院送付)委員
松永 壽雄君	松尾 三藏君	第一 船員保険法中改正法律案(政府提出)
正木 清君	八木宗十郎君	第一 船員保険法中改正法律案(政府提出)
吉田敬太郎君	伊藤東一郎君 小坂 武雄君	第一 船員保険法中改正法律案(政府提出)
第六部選出 果左ノ如シ	小浦 總平君	第一 船員保険法中改正法律案(政府提出)
豫算委員 菅野和太郎君(中谷武世君補闕)	森田 福市君	第一 船員保険法中改正法律案(政府提出)
委員長 理事	伊藤東一郎君 小坂 武雄君	第一 船員保険法中改正法律案(政府提出)
農林中央金庫法中改正法律案(政府提出)	小笠原八十美君 恒松於菟二君	第一 船員保険法中改正法律案(政府提出)
提出、貴族院送付)委員	赤城 宗徳君 愛野時一郎君	右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議
委員長 理事	森部 隆輔君	決致候此段及報告候也
船員保険法中改正法律案(政府提出)	小笠原八十美君 恒松於菟二君	昭和二十年一月二十九日
提出、貴族院送付)外二件委員	右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議	委員長 村松 久義
職時民事特別法中改正法律案(政府提出)	赤城 宗徳君 愛野時一郎君	〔村松久義君登壇〕
提出、貴族院送付)外二件委員	森部 隆輔君	○村松久義君 只今議題トナリマシタ
業設備營團法中改正法律案(政府提出、貴族院送付)外一件委員	伊藤 清君 南雲 正朔君	○村松久義君 只今議題トナリマシタ
委員長 理事	信正 義雄君	業設備營團法中改正法律案(政府提出、貴族院送付)外一件委員
離任角 猪之助君補闕米田 吉盛君	金井 正夫君	〔村松久義君登壇〕
産業設備營團法中改正法律案(政府提出、貴族院送付)外一件委員	伊藤 清君 南雲 正朔君	○村松久義君 只今議題トナリマシタ
委員長 理事	信正 義雄君	業設備營團法中改正法律案(政府提出、貴族院送付)外一件委員
離任高橋壽太郎君補闕小林鐵太郎君	金井 正夫君	○村松久義君 只今議題トナリマシタ
一、二十九日委員長及理事互選ノ結果左ノ如シ	伊藤 清君 南雲 正朔君	業設備營團法中改正法律案(政府提出、貴族院送付)外一件委員
恩給法中改正法律案(政府提出、貴族院送付)外一件委員	伊藤 清君 南雲 正朔君	○村松久義君 只今議題トナリマシタ
委員長 理事	伊藤 清君 南雲 正朔君	業設備營團法中改正法律案(政府提出、貴族院送付)外一件委員
川崎巳之太郎君 宗前 清君	伊藤 清君 南雲 正朔君	○村松久義君 只今議題トナリマシタ
高野孫左衛門君	伊藤 清君 南雲 正朔君	業設備營團法中改正法律案(政府提出、貴族院送付)外一件委員

キマス、日程第一、船員保険法中改正法律案ノ第一讀會ノ續ヲ開キマス、委員長ノ報告ヲ求メマス——委員長村松久義君	トト致シ、先づ質疑ニ現ハレマシタル各委員共通ノ御發言ヲ申上ゲマスル只管ニ任務遂行ニ挺身敢闘スル船員諸君ノ勞苦ニ對シマシテハ、衷心ヨリ感謝ノ急禁ジ得ザルモノアリ、特ニ其ノ間輸送船ノ華ト散り、命ヲ君國ニ捧げラレマシタル幾多殉職ノ英靈ニ對シマシテハ、厚ク敬弔ノ意ヲ表セラレタノデアリマス、更ニ各委員ハ戰局打開ノ神機ハ、船員諸君ノ奮闘ニ期待スベキモノ極メテ大ナルモノアルニ鑑ミ、之ニ應へ且ツ後顧ノ憂ヒナク、任務遂行ニ挺身出來マスルヤウニ、援護優遇ノ徹底強化ヲ圖ルベキコトヲ要望セラレマシテ、政府ハ一層各般ノ施策ヲ急速取ニ断行シテ、是ガ萬全ヲ期セラレタキ旨、熟識溢ル、意見ノ開陳ガアツタノデアリマス	リマス船員ニ付テハ、之ヲ船員保険ノ被保險者トシテ、一元的ニ其ノ援護ヲ圖ルコトト致シテハドウカトノ質疑ニ對シマシテ、政府ハ此ノ點ニ付テハ陸軍當局トモ連絡ノ上、御趣旨ノ線ニ沿ウテ研究ヲ進メタク、尙ホ今回ノ船員保険法ノ改正ト睨ミ合セマシテ、陸軍共濟組合ニ加入セル船員ガ、船員保険ノ被保險者ヨリ其ノ處遇ガ低下スルコトノナイヤウニ、陸軍當局ト打合セヨシテ、陸軍共濟組合ノ給付内容ヲ整備擴充シテ、船員援護上厚薄ノナイヤウニ致シタイ旨ノ答辯ガアツタノデアリマス、次ニ本月二十五日カラ實施セラレマシタ船舶待遇職員令ニ依リマシテ、待遇官吏トナリマシタ船員ニ付テモ、本法ノ適用ガアルカドウカトノ質疑ニ對シマシテ、待遇官吏タル船員ニ付テモ、本法ノ適用ガアルカドウカトノ質疑ニテモ本法ノ適用ガアルカドウカトノ質疑ニテ船員優遇ノ實ヲ擧ゲントスルトノ答辯ガアツタノデアリマス、更ニ現行社會保険ヲ單一ナル社會保険ニ統合スル問題、本案ノ戦時特例ニ依リマスル戰時加算ノ遡及ニ關スル問題、本案保険ノ資金ヲ福利施設ニ積極的ニ充用スベシトノ問題、其ノ他種々重要ナル質疑ノ答辯ヲ進メタノデアリマス、本案ノ内訳ニ關スルモノトシテ、第ニ現在陸軍共濟組合ニ加入シツ、ア
ヨリ、ソレノ説明ヲ聽キマシテ、質疑應答ヲ進メタノデアリマス、本案ノ内訳ニ關スルモノトシテ、第ニ現在陸軍共濟組合ニ加入シツ、ア	トト致シ、先づ質疑ニ現ハレマシタル各委員共通ノ御發言ヲ申上ゲマスル只管ニ任務遂行ニ挺身敢闘スル船員諸君ノ勞苦ニ對シマシテハ、衷心ヨリ感謝ノ急禁ジ得ザルモノアリ、特ニ其ノ間輸送船ノ華ト散り、命ヲ君國ニ捧げラレマシタル幾多殉職ノ英靈ニ對シマシテハ、厚ク敬弔ノ意ヲ表セラレタノデアリマス、更ニ各委員ハ戰局打開ノ神機ハ、船員諸君ノ奮闘ニ期待スベキモノ極メテ大ナルモノアルニ鑑ミ、之ニ應へ且ツ後顧ノ憂ヒナク、任務遂行ニ挺身出來マスルヤウニ、援護優遇ノ徹底強化ヲ圖ルベキコトヲ要望セラレマシテ、政府ハ一層各般ノ施策ヲ急速取ニ断行シテ、是ガ萬全ヲ期セラレタキ旨、熟識溢ル、意見ノ開陳ガアツタノデアリマス	リマス船員ニ付テハ、之ヲ船員保険ノ被保險者トシテ、一元的ニ其ノ援護ヲ圖ルコトト致シテハドウカトノ質疑ニ對シマシテ、政府ハ此ノ點ニ付テハ陸軍當局トモ連絡ノ上、御趣旨ノ線ニ沿ウテ研究ヲ進メタク、尙ホ今回ノ船員保険法ノ改正ト睨ミ合セマシテ、陸軍共濟組合ニ加入セル船員ガ、船員保険ノ被保險者ヨリ其ノ處遇ガ低下スルコトノナイヤウニ、陸軍當局ト打合セヨシテ、陸軍共濟組合ノ給付内容ヲ整備擴充シテ、船員援護上厚薄ノナイヤウニ致シタイ旨ノ答辯ガアツタノデアリマス、次ニ本月二十五日カラ實施セラレマシタ船舶待遇職員令ニ依リマシテ、待遇官吏トナリマシタ船員ニ付テモ、本法ノ適用ガアルカドウカトノ質疑ニ對シマシテ、待遇官吏タル船員ニ付テモ、本法ノ適用ガアルカドウカトノ質疑ニテモ本法ノ適用ガアルカドウカトノ質疑ニテ船員優遇ノ實ヲ擧ゲントスルトノ答辯ガアツタノデアリマス、更ニ現行社會保険ヲ單一ナル社會保険ニ統合スル問題、本案ノ戦時特例ニ依リマスル戰時加算ノ遡及ニ關スル問題、本案保険ノ資金ヲ福利施設ニ積極的ニ充用スベシトノ問題、其ノ他種々重要ナル質疑ノ答辯ヲ進メタノデアリマス、本案ノ内訳ニ關スルモノトシテ、第ニ現在陸軍共濟組合ニ加入シツ、ア

メタ我々ノ責任ヲ考へル場合ニ、唯々
恐懼身ノ置キ所ヲサヘ知ラナイ思ヒガ
致スノデアリマス、政府及ビ軍當局ノ
責任ノ容易ナラザルハ勿論、我々議員
モ、更ニ又一億國民モ、共々ニ此ノ重
大ナル責任ニ對シマシテハ、心魂ニ徹
シテ反省シチケレバナラナイノデアリ
マス（拍手）今コソ我々ハ一切ノ私ヲ擲
ツテ、サウシテ奉公ノ誠ヲ竭シテ、皇
國護持ノ大任ヲ果シ、以テ大御心ヲ安
ンジ奉ラナケレバナラナイノデアリマ
ス、然ルニ戰局危急ナル今日ニ於テ、
若夫レ、尙且ツ自分ノ地位ヤ名譽ヤ財
産等ニ汲々タルモノアリトスレバ、正
ニ是ハ天人俱ニ許サザル所デアリマス、
言フマデモナク我々ノ地位、名譽、財
産ハ日本國家アツテノモノデアル、日
本國家亡ビテ何ノ地位ダ、何ノ名譽ダ、
日本國家ガ敗レテ何ノ財産ダ、今コソ
我々一億國民ハ一人残ラズ此ノ覺悟ヲ
新タニシテ、サウシテ日本國家ノ生命
ヲ護持シ奉ラナケレバナラナイノデア
リマス

シテモ感謝ヲ切レナイノデアリマス、
スガ、併シナガラ御承知ノ如ク今次ノ
大戰ノ戰場ハ、皆遠ク海ノ彼方ニアル
ノデアリマシテ、隨テ戰ハ常ニ大海洋
作戰ニアリマシテ、戰勝ノ鍵ハ一二懸
ツテ海上ノ補給如何ニアルト申シテモ
決シテ過言デハナイノデアリマス、如
何ニ我が皇軍ガ精強無比デアルト申シ
マシテモ、海上ノ補給戰線ニ働く所ノ
船員ノ活躍ナクシテハ、陸上制霸モ亦
赫々タル戰果モ、到底之ヲ望ムコトハ
出來ナイノデアリマス、又如何ニ銃後
生産陣ノ努力ニ依ツテ、武器彈藥等ノ
戰力ガ增强致サレタト致シマシテモ、
船員諸君ノ敢鬪ニ依ツテ之ヲ前線ニ直
結スルニアラザレバ戰力トハナラナイ
ノデアリマス、又如何ニ造船國策ノ下、
造船戰士ノ敢鬪ニ依ツテ優秀ナル船ガ
續々出來タト致シマシテモ、船員諸君
ノ勤キナクシテハ何ノ用モナサイノデ
アリマス、然ルニ斯クノ如キ重大ナル
輸送任務ノ下ニ、而モ飽クマデモ縁ニ
下ノ力持トナツテ、默々トシテ決死敵
國ヲ續ケテ參リマシタル所ノ船員諸君
ニ對シマシテハ、唯僅カニ先般ノ議會
ニ於キマシテ、軍人以外ノ從軍者ニ對
スル感謝決議トシテ包括的ニ感謝セラ
レテ、一括的ニ取扱ハレタニ過ギナカ

船員諸士ニ對スル感謝決議案トシテ上程セラレルニ至リマシタコトハ私ノ至極本懷トスル所デアリマス
今ヤ敵ハ物量ヲ恃ソデ我ガ補給ノ大動脈ヲ斷チ切ラントシテ、或ハ飛行機ヲ雲霞ノ如ク繰出しシ、或ハ又機動部隊ヲ我ガ要衝周邊ニ遊弋セシメ、或ハ又無數ノ潛水艦ヲ隨所ニ配置シテ、我ガ行動ヲ妨害セント致シテ居ルノデアリマス、然ルニ我ガ船員諸君ハ此ノ敵陣ノ中ニ處、益々鬪魂ヲ振ヒ起シテ、烈烈酷寒ノ北海ニ、將又酷熱瘴癘ノ南海ニ、而モ身ニ寸鐵ヲ帶ビルコトナク、或ハ砲煙彈雨ノ中、或ハ燐電網ノ眞只中ニ飛込シテ、敵機、敵潛ノ雷擊ヲ物トモセズ、能ク其ノ持場々々死守シテ敢闘致シテ居ルノデアリマシテ、其ノ任務ノ重大ナル、其ノ氣魄ノ雄渾ナル、我ガ皇軍將兵ト少シモ異ナル所ハナイノデアリマス、見ヨ敵彈ノ爲ニ火ヲ吐ク「ドラム」罐ヲ抱イテ、サウシテ海ニ投ジテ其ノ船ヲ救ツタ壯烈ナル船員ヲ、又若タル船長ヲ、更ニ又敵彈ノ爲ニ兩手頸ヲ奪ハレ、而モ頸動脈ニ深キ痛手ヲ負ヒナガラモ、尙且ツ皇軍ノ揚陸ヲ指

揮セル不屈鬪魂ノ航海士、更ニ烈帶海
域ノ百四十度ニ上ル船底ニ、機關室ニ、
投炭作業ニ奮迅スル所ノ年少烈銳ノ船
員達ヲ、更ニ又皇國ノ危機ニ憤然蹶起
シテ、サウシテ最後ノ御奉公ナリトシ
テ再ビ海上ニ乗出シタ所ノ八十二歳ノ
老機關長、或ハ七十六歳ノ老船長ノ此
ノ意氣、斯クノ如キ壯烈純忠ノ敢鬪美
談ハ數フルニ達ナインデアリマシテ、其
ノ勵キト其ノ勲トハ斷ジテ將兵ニ遜色
アルモノデハアリマセヌ、正ニ現下ノ
船員コソハ名實共ニ我が國家ノ戰鬪員
デアリ、第一線ノ作戰部隊デアルト云
フベキデアリマス、斯クシテ默々トシ
テ七生報國ヲ誓ヒ、莞爾トシテ護國ノ
神ト化セラレタ所ノ幾多無名ノ船員
ハ、其ノ數ニ於テ海軍ノ將兵ニ劣ラナ
イトノコトデアリマス

制定スルナド精神的ニ物質的ニ、種々セラレツ、アリマスコトハ、私ノ大イニシエーション、又最近船員待遇官吏更令ヨリ意ヲ強ウスル所デアリマス、併シテガラ私ハ若シ一般國民ガ、政府ノ此ノ如ク、アノ感激ノ日ノ丸ノ旗ノ旗浦萬歳ノ歎呼トヲ以テ、或ハ驛頭ニ、或ハ埠頭ニ感謝感激ノ場面ヲ展開スルラバ、更ニ又船員ノ遺家族ニ對シテモ出征軍人ノ遺家族ニ對スルト同様ニ、或ハ厚生ニ、或ハ援護ニ温カキ其ノチヨ差伸ベルナラバ、船員ノ喜ビ船員ノ満足ハドウデアリマセウカ、又船員之ニ應ヘムトスル爲ニ士氣ハ愈、昂揚デアリマス、船員ニシテ靖國神社ニアル、モノデアルト信ジテ疑ハナイ、祀セラレルモノハアリマスケレドモ、其ノ數ハ極メテ僅少デアリマス、之鑑ミマシテ、私ハ若シ茲ニ此ノ靖國神社ニ合祀セラレザル所ノ幾多無名ノ船員ノ爲ニ、或ハ海勳神社ト云フヤウ、モノガ國民ノ名ニ於テ創建セラレテ、國民的感謝尊崇ノ殿堂タラシメタナニバ、皇國船員ヲシテ感奮興起セシメ益、殉國ノ烈意ヲ湧カシムルモノトニ

ズルノデアリマス
尙ほ私ガ茲ニ特ニ聲ヲ大ニシテ船員
諸君ニ感謝ノ意ヲ表シナケレバナラナ
イコトハ、彼ノ長崎丸、菅船長ニ依ツ
テ示サレタル所ノ日本帝國ノ船員道ガ、
我ガ國民ノ決戦下ニ於ケル所ノ道義生
活ニ、如何ニ偉大ナル所ノ教訓ヲ與ヘ
テ吳レタカト云フコトデアリマス、御
恵知ノ如ク菅船長ハ、味方ノ機雷ニ觸
レテ、其ノ船ヲ失ツタ、其ノ時ニ其ノ
責任ヲ非常ニ痛感致シマシテ、サウシ
テ遺族ニ對シテ本前達ノ爲ニ生キテヤ
リタイノハ山々デアルケレドモ、ソレ
デハ日本帝國ノ船員道ガ相立タヌト言
クテ、遺書ヲ遺シテ妻子ニ對スル綿々
タル所ノ愛情ヲ斷チ切ツテ、毅然トシ
テ而モ武人モ難シトル所ノ從容タル
態度作法ヲ以テ割腹自決サレタノデア
リマス、當時我々國民ハ此ノ菅船長ノ
嚴肅ニシテ悲壯ナル所ノ心事ニ對シテ
ハ肅然トシテ襟ヲ正シタノデアリマス、
此ノ菅船長ノ態度ガ如何ニ全國船員ノ士
氣ヲ鼓舞激励シタカ、正ニ皇國船員ノ
龜鑑トシテ、千古ニ讚仰シナケレバナ
ラナイノハ勿論、又此ノ菅船長ノ烈々
タル道義性ガ、今日動モスレバ頗廢セ
ントスル所ノ各界ノ指導者層ノ道義感
ニ對シテ、如何ニ深刻偉大ナル教訓ヲ

與ヘタカト云フコトヲ思フ場合ニ、私
ハ日本道義昂揚ノ爲ニ、衷心感謝感激
ニ堪ヘザルモノガアリマス、大凡ソ責
任感ニ徹シ、職ニ殉ズルハ我ガ日本古
來ノ醇風美俗デアリマス、而シテ今ヤ
此ノ醇風美俗ガ失ハレントシテ居ル、
徒ラニ責任ヲ説キ、責任ヲ論ズル者ハ多
イケレドモ、君國ノ大事ヲ憂ヘテ身ヲ
以テ責任ヲ断行セントスルモノハ、是
レ極メテ稀デアルノデアリマス、百弊
ノ仍テ生ズル所以モ茲ニアルト言ハナ
ケレバナリマセヌ、我ガ船員諸君バ
皆此ノ菅船長ガ一死以テ示シタル所ノ
船員道ヲ已レノ信條トシテ、常ニ偉大
ナル戰果ノ蔭ニ唯黙々トシテ、敢テ名
ヲ求ムニアラズ、敢テ功ヲ欲スルニ
アラズ、只管悠久ノ大義ニ生キンガ爲
テ、此ノ姿ヨリハ實ニ道義ノ國、日本
ニ相應シキ洵ニ賴モシタ力強キ姿デア
ルト申サナケレバナリマセヌ

私ハ最後ニ一言致シタインデアリマ
スルガ、ソレハ折角ノ此ノ船員諸士ニ
骨ヲ粉ニシテ、必ズ勝ソテ御贊ニ入レ
血ト汗ノ眞劍ナ勵キヲ以テ、此ノ肉ト
筋肉魂氣魄ヲ以テ私共ハ神ニ祈ル代リ
司シト嘆ジタルガ如キ、其ノ烈々タ
ニ、神様ヨ、見テ居テ下サイ、此ノ戰
鬪期待シテ居ツタノニ、風ガ吹イテ敵
船ガ沈没シテ、敵兵ガ溺死シテヤラウ
ト期待シテ居ツタノニ、風ガ吹イテ敵
軍善謀勇戦能ク曠古ノ大戰果ヲ收
メタル亦以テ船員諸士ノ烈々タル獻身
大東亞戰爭勃發以來、御威威ノ下皇
軍善謀勇戦能ク曠古ノ大戰果ヲ收
メタル亦以テ船員諸士ノ烈々タル獻身
是ヨリ私ハ決議文ヲ朗讀致シマス
、船員諸士ニ對スル感謝決議

○講長(岡田忠彦君) 起立總員、仍テ
本案ハ全會一致可決致シマシタ
〔拍手起立〕
○講長(岡田忠彦君) 起立總員、仍テ
本案ハ全會一致可決致シマシタ
〔拍手起立〕
○講長(岡田忠彦君) 此ノ際運輸通信
本案ハ全會一致可決致シマシタ
〔拍手起立〕
○講長(岡田忠彦君) 此ノ際運輸通信
本案ハ全會一致可決致シマシタ
〔拍手起立〕
○政府委員(前田房之助君) 大臣病氣
ノ爲メ私ヨリ代ツテ御挨拶申上ゲマス、
只今全會一致ヲ以チマシテ、決戦下輸送

國隆替ヲ決スルモノ懸リテ海上補給
ノ完璧ニ在リト謂フベク國民齊シク
希願致シマス(拍手)
○講長(岡田忠彦君) 採決致シマス、
本案ニ賛成ノ諸君ノ起立ヲ求メマス
〔總員起立〕
○講長(岡田忠彦君) 起立總員、仍テ
本案ハ全會一致可決致シマシタ
〔拍手起立〕
○講長(岡田忠彦君) 此ノ際運輸通信
本案ハ全會一致可決致シマシタ
〔拍手起立〕
○政府委員(前田房之助君) 大臣病氣
ノ爲メ私ヨリ代ツテ御挨拶申上ゲマス、
只今全會一致ヲ以チマシテ、決戦下輸送

ツ、アル戰時財政ヲ現行稅制デ賄へル
カドウカ、稅制上幾多考慮ヲ要スルモノ
ガアルト思ハレルガ果シテドウデアルカ、
又將來増稅スルニ際シテハ直接稅中心
デ行クカ、間接稅中心デ行クカト云フ
ヤウナ、今後ノ增稅乃至稅制改正方針
ニ關スル質問ガアリマシタ、之ニ對シ
マシテハ政府ヨリ戰時財政ノ必要ニ對
應スベク今日ノ稅制ハ最モ能ク出來テ
居ルト思ハレルカラ、現行稅制ヲ改革
スルト云フ考ヘハナイ、今後增稅ニ當
リ問題トナルノハ分類所得稅ト賣上稅
デアルト思フガ、分類所得稅ニ付テハ
今後尙ホ相當工夫ヲ凝ラス必要ガアル
ト思ツテ居ル、賣上稅ハ物品稅ノ形デ
一處既ニヤツテ居ルノデアルガ、之ヲ一
般賣上稅ニ移行セシムベキヤ否ヤニ付キ
マシテハ、重要ナル問題ヲ包藏シテ居
ルノデ大イニ検討ヲ要スル、尙ホ其ノ
際ハ綜合所得稅、相續稅等ノ問題モ忽
セニスベカラザル所デアル、又財產稅
ニ付テハ所得課稅ノ補完稅トシテナラ
バ分類所得稅ガ之ニ優ツテ居リ、非常
稅ハ相續稅以外ニハ考ヘテ居ナイ、
財產稅トシテ戰時中之ヲ行フコトハ
不適當デアルカラ、財產ニ對スル課
稅尙ホ將來ノ增稅ノ重點ハ直接稅ニ置
クベキデアツテ、間接稅ハ稅率ヲ増

シテモ增收ヲ期待スルコトハ困難ナリマス、
ルト云フ答辯ガアツタノデアリマス、
第四ハ、現行稅制ハ頗ル複雜多岐ニア
ル、之ヲ徹底的ニ簡素化シテハドウアル
アルカト云フ質問ガアリマシテ、之ニ
對シマシテハ政府ヨリ、稅制ヲ出來得
ル限り簡素化スルト云フ趣旨ニハ至極
贊成デアツチ、今回モ現下各般ノ情勢
ニ鑑ミ、必要ト認ムル簡素化ヲ行ノ
トト致シタ次第デアル、但シ租稅ハ餉
クマダモ負擔ノ衡平ヲ得ルコトヲ使命
トシテ居ルノデ、簡素化ノ程度ニモセ
ラ限度ガアルト考ヘテ居ルト云フ意味
ノ答辯ガアツタノデアリマス、第五ハ、
所謂新興所得階層ニ對スル課稅ノ問題
デアリマス、時局ニ因リ所得ノ特三増
加セルモノニ對シテハ其ノ購買力ヲ效
果的ニ吸收スル爲ニ、稅制ノ面ニ於テ
モ格段ノ措置ヲ必要トスルノデハナイ
カト云フ質問ガアリマシタ、之ニ對シ
マシテハ政府ヨリ、所謂新興所得階層
考ヘラレルモノモ現行稅法ニ依ツテ課
稅出來ルノデアツチ、此ノ問題ハ稅稅
ケル問題デアル、即チ現行ノ稅法ノ下
ニテヤルコトノ出來ル問題デアル、
デモナク、一二稅務運用ノ行政ノ面ニ
於テモナク、一ニ稅務運用ノ行政ノ面ニ
ケル問題デアル、即チ現行ノ稅法ノ下

ノ際、丙種ノ事業所得トシテ分類所得
稅ヲ源泉課稅スルコトト致シタ次第アルガ、現在相當ノ成績ヲ收メテ居ル
又本年ハ是等ノ自由勞務者以外ノ者付テモ、所得ノ實體ヲ的確ニ捕捉すべ
ク稅務運用ノ面ニ於テ格段ノ工夫ヲ凝ラシ、徵稅内部ノ機構ヲ整備シテ、專
ヲ是等調査ノ徹底ニ當ル部課ヲ設クル
ト共ニ、關係官廳、業者組合、勞報、
產報等トモ緊密ナル連絡ヲ圖リ、各地
域的ニ適當ト認メラレルモノヲ囑託シ
テ、各方面ヨリ資料ヲ集メ稅務ノ經營
的調査ヲ出來ルダケ簡捷化シテ、是等
ノ新興所得階層ノ調査ニ主力ヲ注グコ
トトシテ、負擔ノ公正ヲ圖ル爲メ格別
ノ努力ヲ致ス考ヘデアルト云フ答辯
アリマシタ、其ノ他今回ノ分類所得稅
ノ増稅ハ、一律ニ稅率ヲ引上げテ大差
課稅ニ陷ツテ居ルガ、寧ロ是ハ應能課
稅ノ原則ヨリスレバ、累進課稅ニ依ル
所ノ綜合所得稅ニ統合スルカ、少クト
モ結合所得稅ヲ増稅スペキデハナイカ
ト云フ質問ガアリマシタ、之ニ對シマ
シテ政府ヨリ、分類所得稅ハ直接稅ノ
根幹デアツテ、戰時ニ於テ所得稅ヲ減
額ニ徵收スルニハ分類所得稅が最モヨ
ク其ノ效果ヲ發揮スルノデ、今回ノ撥
稅モ分類所得稅ニ主眼ヲ置イタ次第モ

アル、綜合所得稅ハ納稅者數ト稅收額ニ
トニ自ラ限度ガアツテ、伸ビ難イ缺點
ニ統合スルコトハ適當デナイ、又現在
綜合所得稅ノ負擔ハ相當ニ重クナツニ
居ルノデ、今回ハ増稅ヲ見合ハセタ、
デアルト云フ答辯ガアリマシタ

程度ノ負擔ヲ適當ト認タルモノデ、國稅得稅等ノ増徵トノ關係ヲ考慮シタル方針付テハ此ノ趣旨ニ依リ指導スル方針アル旨ノ答辯ガアリマシタ、此ノ外メテ重要ナル質問應答ガ多數行ハレノデアリマスガ、其ノ詳細ハ速記錄依リテ御承知ヲ願ヒタイト思ヒマス、由來增稅ニ關スル法律案ガ提案セラマシタ時ハ、其ノ稅ニ關係アル營業其ノ他ガ委員等ニ對シマシテ色々ナリ、對ヲ唱へ、苦情ヲ申出デ、陳情ヲ致シ是ガ委員會ニ反映致シテ、種々ナルソリ、對的又ハ糾彈的ナル質問トナルモノアリマスガ、支那事變以來既ニ六十億圓ノ增稅ヲ受ケ、今又更ニ十八億ノ增稅ヲ受ケントスル今回ノ委員會於キマシテハ、是等ノ質問ガ只ノ一モナカツタノデアリマス、是レ國民此ノ國家存亡ノ危局ニ直面シタル今日苟クモ勝チ抜ク爲ニハ如何ナル負擔モ甘ンジテ之ヲ受ケ、苟クモ勝チ抜爲ニハ如何ナル犠牲ヲモ斷ジテ之ヲバントスル、強キ固キ決心ノ現ハレアルト信ジマス(拍手)

決致候此段及報告候也

昭和二十年一月三十日

委員長 太田 正孝

衆議院議長岡田忠彦殿

衆議院議長岡田忠彦殿

報告書

(特第一號)昭和十九年度特別會計
歲入歲出豫算追加案右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議
決致候此段及報告候也

昭和二十年一月三十日

委員長 太田 正孝

衆議院議長岡田忠彦殿

報告書

(第一號)昭和二十年度歲入歲出總
豫算追加案右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議
決致候此段及報告候也

昭和二十年一月三十日

委員長 太田 正孝

衆議院議長岡田忠彦殿

報告書

(特第一號)昭和二十年度特別會計
歲入歲出豫算追加案右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議
決致候此段及報告候也

報告書

(特第一號)昭和二十年度特別會計
歲入歲出豫算追加案右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議
決致候此段及報告候也

昭和二十年一月三十日

委員長 太田 正孝

衆議院議長岡田忠彦殿

報告書

(追第一號)豫算外國庫ノ負擔トナ
ルベキ契約ヲ爲スヲ要スル件右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議
決致候此段及報告候也

昭和二十年一月三十日

委員長 太田 正孝

衆議院議長岡田忠彦殿

報告書

(第二號)昭和二十年度歲入歲出總
豫算追加案右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議
決致候此段及報告候也

昭和二十年一月三十日

委員長 太田 正孝

衆議院議長岡田忠彦殿

報告書

(特第二號)昭和二十年度特別會計
歲入歲出豫算追加案右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議
決致候此段及報告候也

報告書

昭和二十年一月三十日

委員長 太田 正孝

衆議院議長岡田忠彦殿

報告書

○太田正孝君 豫算委員會ハ只今議長
カラ報告ヲ求メラレタル豫算各案十件ノ審議ヲ中心トシ、現下ノ苛烈ナル戰
局ニ照應シツ、財政、外交、軍需増産、
食糧確保ニ重點ヲ置ク國民生活、國內體制等ノ問題ニ關シ質疑ヲ重ネ、討論
ヲナシ、豫算各案ノ滿場一致可決ヲ見タノデアリマス、茲ニ問題別ニ質疑ノ
セル山本桑吉君ノ質成要旨トヨ一括シ
テ報告スルコトニ致シマス第一ハ、豫算案ヲ中軸トスル財政、
物價「インフレ」問題デアリマス、一般
會計ト臨時軍事費ノ純計ハ、一千十八
億一千八百餘萬圓デアリマス、金額トシテ臨時軍事費ハ未會有ノ巨額ヲ示シ
トナルモノハ一般會計デアリ、其ノ額ヲモ加ヘタル機構ヲ以テ其ノ適切ナル
運營ヲ圖ルベシト云フノデアリマス、
之ニ對シ政府ハ考慮ヲ約シ、委員會ノ
討論者ハ其ノ實現ヲ強ク主張シタシテ一般經費中注目ヲ惹クモノハ、
ノデアリマス、此ノ特殊經費ニ對トナルモノハ一般會計デアリマス、
ハ追加豫算ヲモ加ヘテ二百六十九億三
千二百餘萬圓トナリマス、之ヲ特殊經費ト、一般經費トニ分チマスト、特殊
經費中注目スベキモノハ、國債費ガ四
億七千三百餘萬圓ニ上リ、政府ノ物價政策ガ重要物資ニ付キ生產者價格ヲ國、
庫補助ノ方式ヲ以テシ、之ヲ消費者價格格ニ及ボサシメナイト云フニ重價格政
策ヲ執ツテ居ル所以デアリマス、翻テ
豫算全體ガ何故ニ巨額ニ達シタカヲ檢討シマスルト、一ニモ二ニモ三ニモ物
價ノ高マツタ爲メデアルト斷ジ得ルノ
性ヲ發揮スル意味ニ於テ、其ノ巨額ヲ
要スルコトモ亦當然ノコトト信ジマズ、
併シ平時ニ於ケル一般會計豫算ノ總額
ニモ匹敵スル巨額ノ經費ヲ運營スルニ
當リマシテハ、必要ナル時期ニ適當ナ
ニモ顧ミ、委員側カラ審議會ヲ設クベ
シトノ提唱ガアリマシタ、即チ國家總
動員審議會ノ例ヲモ勘案シ、民間意思
ヲモ加ヘタル機構ヲ以テ其ノ適切ナル
運營ヲ圖ルベシト云フノデアリマス、
之ニ對シ政府ハ考慮ヲ約シ、委員會ノ
討論者ハ其ノ實現ヲ強ク主張シタシテ臨時軍事費ハ未會有ノ巨額ヲ示シ
トナルモノハ一般會計デアリマス、
ハ追加豫算ヲモ加ヘテ二百六十九億三
千二百餘萬圓トナリマス、之ヲ特殊經費ト、一般經費トニ分チマスト、特殊
經費中注目スベキモノハ、國債費ガ四
億七千三百餘萬圓ニ上リ、政府ノ物價政策ガ重要物資ニ付キ生產者價格ヲ國、
庫補助ノ方式ヲ以テシ、之ヲ消費者價格格ニ及ボサシメナイト云フニ重價格政
策ヲ執ツテ居ル所以デアリマス、翻テ
豫算全體ガ何故ニ巨額ニ達シタカヲ檢

九・一八價格三歸ルト云フガ如キハ何デセウカ、此ノ點ニ關シ政府ハ議會再戰時物價對策審議會ヲ以テ之ヲ處理ハルト云フノデアリマスガ、如何ニモ緩漫デアリマス、而モ之ヲ指導スベキ方針ガ定マツテ居ルカニ付キマシテハ實ニ寒心ニ堪ヘナイノデアリマス、斯クテハ折角ノ審議會モ物價問題ノ姥捨山ニナルコトヲ憂フルノデアリマス、刻ニ増産ニ影響シ、刻々ニ我等國民生活ニ影響スル問題ヲ又ゾロ運疑逡巡シテ、其ノ解決ヲ怠ガ如キコトアリマシテハ、一大事ト言ハネバナリマセヌ、此ノ點ニ關シ、委員側ハ適正ニシテ國民ノ守ルベキ價格ノ一線ヲ引ケト云フノデアリマス、特ニ軍需品ニ付キマシテハ、前渡金支拂問題等ヲモ勘案シ、現在個別主義ニ依ル調辨價格ヲ改メテ、單一基準價格ニ馳致スペシト主張シタノデアリマス、討論者ハ「インフレ」問題ガ軍需「インフレ」ニアル觀點ニ立チマシテ、之ヲ強調致シタノデアリマス、又食糧品ノ價格ニ付キマシテモ、各種ノ補助金等ニ依リ、農民ハ米價ノ何程ニナルヤラ知ラザル實情デアリ、報奨金制度ノ如キ、何等農民ノ生產意欲ヲ昂メズ、而モ消費者ハ閑値ヲ以テ

参考資料トシテ生産意欲ヲ昂メシムル
ニシテ適正ナル價格生活ニ落著カシメ
ネバナラヌコトガ主張サレタノデアリ
マス、賃金特ニ日傭ニ付キマシテハ、
其ノ組織化ト相俟ツテ適正賃金ヲ定
メ、之ヲ實行セヨト云フノデアリマ
ス、尙ほ政府ノ新施策中ノ地方協議會
制度ノ下ニ於ケル各地域ノ地方長官ノ
權限ニ移譲サレル物價ノ調整ニ付キマ
シテモ、中央トノ關聯ニ於テ散漫トナ
ルベキ點モ指摘サレ、中央地方ヲ通ズ
ル物價ノ合理化ヲ圖ルベシト云フノデ
アリマス、要スルニ物價問題ハ資金面
ト物資面ト、更ニ思想面ニ亘ツテ委員
會ノ重大案件デアツタノデアリマス、
財政支出ニ付キマシテハ此ノ以外ニ大
キイ問題ハアリマセヌ又、唯一ソ金額
ヨリモ本質ニ於テ問題トナリマシタノ
ハ「下級官吏ノ生活ト手當」アリマス、
ガ、果シテ斯カル膏葉貼リテ足ルモノ
デアルカ、又民間側ノ會社經理統制令
ニ依ル此ノ種ノ申請ニ對シテハ、原則

トシテ之ヲ承認シナイト云フノデアル
ガ、果シテ妥當ナリヤ、此ノ際一步ヲ
進メテ根本的ニ生活現狀ニ即シ、廣ク
低額收入者ノ生活安定策ヲ講ジナケレ
バナラヌコトガ主張サレタノデアリマス、
物價高ニ依ツテ増シタ豫算支出ノ財源ニ
付キマシテハ公債二十年度發行豫定額ハ
四百六十億二千餘萬圓デアリマス、此ノ
公債ニ主力ヲ置クノ已ムベカラザルモノ
ガアルニモセヨ、租稅政策ハ是デ宜イカ、
今回ノ增稅十九億八百餘萬圓ガ特ニ
中心トナツテ居ル分類所得稅ノ課稅率
ガ天井ニ近ヅイテ居ル現狀ニ於テ、又
新興所得階級課稅ノ方式ガ不完全ナル
點等ニ顧ミテ、稅制ノ根本改革ヲ要セ
ズヤト云フコトニ對シ、政府、其ノ要ナ
シトシ、討論者ハ其ノ要アルコトヲ強
調致シタノデアリマス、又富鐵制度モ
今少シク大膽ニ實行ニ移スベシト言ハ
レタノデアリマス、專賣ニ付キマシテ
鹽ノ小賣價格ガ國民生活ノ基底ニ影
響スル意味ニ於テ質サレ、政府ガ考究
中ト答ヘタコトモ注目ヲ惹クコトト存
ジマス、要ハ戰時財政ノ要求スル經費
ニ對シテハ、一億國民ハ稅モ納メ貯蓄
モ調ヘルベク、自ラノ生活ヲ極度ニ制
限シテモ必ラズ之ヲ調達スベキヲ誓フ
ノデアリマス、敵「アメリカ」ノ財政上ノ

マス、ソレダケニ政府モ國民ノ經濟上
ノ愛國心ニ對應致シマシテ、其ノ施策
ニ違算ナキヲ期セネバナラヌト云フノ
デアリマス

第二ハ外交問題アリマス、作戦ト
並ソデ外交ノ持ツ役割ノ重大ナコトハ
争指導會議ニ外務大臣ノ列席シテ居ル
寫眞ヲ見テ、必勝外交ノ實現セラレル
コトニ期待ヲ繋イデ居ルノデアリマス、
勿論現在中立國トシテ殘ルモノガ少ク、
同類諸國トノ交通ニ制約サレテ居ルト
ハ申セ、打ツベキ方策、行ラベキ施策
ハ多々アルノデアリマス、此ノ意味デ
トガ質疑ノ中心トナリマシタ、外交ノ機
微ニ瓦ル點ニ付キ祕密會モ開カレマシ
タガ、其ノ内容ハ申上ゲル自由ヲ持チ
マセヌ、固ヨリ委員側方問題ト致シマ
シタノハ、區々タル技術的操縦デハア
リマセヌ、積極ニシテ果敢ナル外交的
攻勢乃至ハ協力スペキト云フコトデア
リマス、日清、日露ノ兩大戰當時ヲ回
顧シテ當時ノ勇斷ヲ要望致シタノデア
テ揚げ足ヲ取ラナイ外交ト云フ意味
デハアリマセヌ、正義ノ戰ヒハ正義ノ

旗ヲ振鬪シテ、勇敢ニ大膽ニ、手落チ
ナク外交ヲ進メルト云フコトデアリマ
ス、ソコニハ激烈ナル一億國民ガ背後
ニ立ツテ居リマス、茲ニ國民的外交ヲ
展開セヨト云フノデアリマス、大東亞
戰爭ハ支那ニ出テ支那ニ還ルト云フガ
日支關係ハ未ダニ支關口デアリ、外交
原則ノ範圍ニ低徊シテ居テハイカヌノ
デアリマス、國亡ビテ何ノ外交ゾヤ、
宜シク指導的立場ニアル帝國ハ、既ニ
掲ゲタル原則ヲビシノ具現シナケレ
バナラヌノデアリマス、更ニ正義ノ戰
ヒハ斷ジテ侵略戰爭ニアラズ、寸毫モ
我レニ侵略的意圖ヲ持ツテ居ラナイノ
デアル、否八紘爲宇ノ世界觀ニマデ展
ゲラレル所ニ、世界政策ヲ基調トスル
積極外交、國民外交ノ面目ノ存スルコ
トガ強ク主張サレ、其ノ討論サレタノ
デアリマス、此ノ意味デ啓發宣傳ニ付
キマシテモ、常ニ作戰ニモ外交ニモ、
直結サルベク一段ノ積極的施策ト努力
トガ要望サレタノデアリマス

リカ」ヨリモ歩が良クナツタガ、問題ハ
其ノ保持昂揚ニアリ、又第一線飛行機ノ
率ヲ多クシ、必中ノ飛行機ヲ造ルベク
我方科學技術ノ統營ニ確タル自信ガア
ルト述ベラレタノデアリマス、而シテ
問題ドナル企業體制ニ付キマシテハ、
軍需會社ノ強化ト統制會活用ノ二本建
デ行クガ、空襲事情等ニ顧ミテ、企業
集團制ヲ以テスペキヤニ付キマシテハ、
當局ノ表現ハ聊カ曖昧デアリマス、即
チ生産增强ノ爲ニハ畫一デナク、又現
生産ヲ低下セシメザル線ニ立ツテ、本
問題ヲ推進シテ行クト云フノデアリマ
ス、尙ホ現在ノ統制法規ガ徒ラニ多ク
發セラレ、極メテ複雜ニナツテ、生產
ノ一大陰路トナツテ居ル點ハ、政府モ
之ヲ反省シテ整理スル旨ヲ表明シ、統
制會ニ付キテモ、弱體ナルモノ、少數
ナルモノ、屋上屋ヲ架スル如キモノ、
重複スルモノ等ニ付キ、之ヲ整理スル
コトガ言明サレタノデアリマス、其ノ實
現ハ早イ程宜イノデアル、新タニ行ハ
ントスル地方行政協議會ト軍司令部ト
急務ニ付キマシテハ、此ノ制度ガ主
トシテ防衛ノ面ニ好都合デアルガ、緊
生産增强ニモ資スルコトアルベク、
資材、勞力、施設ノ全面ニ亘ツテ吻合

セシメテ行クトノコトデアリマス、又
兩者ノ區域ノ一致シナイ點ニ付キマシ
テモ之ヲ調整スルトノコトデアリマス、
尙ホ資材ノ活用ト云フコトニ關シ、巨
額ニ上ル未完成工事ノ打切ガ政府當初
ノ聰明通リニ實行サレテ居ラナカツタ
コトハ汎ニ遺憾千萬デアリマスガ、既
ニ案ヲ立テタトノコトデアリマスカラ、
出來得ル限リ急速ニ實現サレネバナリ
マセヌ、此ノ未完成工事ノ中ニ無用ノ
資材ト、勞力ト、資金トガ潛在シテ居
ル現狀ニ顧ミ、討論者ハナニ徹底的ニ斷
行スペキコトヲ強調致シタノデアリマス、
次ニ勤勞ノ面ニ付キマシテハ、企業
委員ノ指摘シタ以上ニ惡イトノ率直ナ
化スベク、其ノ管理ニ付キマシテハ、
内閣總理大臣自ラ過去三年ノ調べガ、
體制ト平仄ヲ合セタル如キ國家性ヲ強
ル言明ニ徵シマシテモ、一日モ早ク是
ガ改善ヲ斷行致サナケレバナリマセ
ヌ、ソレニハ何トシテモ勤勞者ノ人間
性ト魂トニ呼ビ掛ケテ、科學的ニ處理
主張デアリマス、人乏シキニアラズ之
ヲ完全ニ適切ニ用ユル施策ガナインデ
アリマス、特ニ學徒ニ付キ、其ノ働く
ベキ所ト時トニ於テ一段ト留意シテ施

策スルヲ要スルモノガアリ、同時ニ向
學ノ熱意ニ對應セシムベギコトハ教育
ス、上級進學ニ付キ政府ガ學徒ノ希望
ヲ出來ルダケ満足セシメヨウトスルコ
トハ機宜ノ處置デアルト信ジマス、次
ニ輸送ニ付キマシテハ、造船ノコトガ
順調ニ進ミ、船舶護衛モ自信ガアルトノ
コトデアリマスガ、問題ハ限リアル船
舶ヲ以テスル運航ノ如何ニアリマス、
此ノ點ニ付キ委員側ヨリスル、配船ト
運航トヲ一元化シ、運營會ノ機構ヲ強
化シテ、現在ノ所謂實務者制ヲ廢スベ
シトノ主張ニ對シマシテハ、概ネ其ノ
線ニ沿ツテ改善スルトノ答辯ヲ得タノ
デアリマス、又陸海運從業者ノ待遇ノ
コトモ、物心兩面ニ改善ヲ加フルトノ
コトデアリマス、小運送及ビ港灣荷役
ノ路打開ニ關シ、政府ハ地方鐵道及
ビ軌道、貨物自動車事業及ビ荷役關係
業ニ對シ、軍需充足會社令ヲ制定シテ、
其ノ事業ノ國家性ヲ強化シ、責任體制
ヲ確立スルト共ニ、資材、勞務ノ確保
等ノ點ヲ強化シ、以テ輸送力增强ニ資
スル方針デアル旨ガ言明サレタノデア
リマス、尙ホ軍需增產ニ關聯スル科學
技術ニ付キマシテ、日本科學陣營ニハ
十分ナ餘力ガアリ、第一回ノ勤員ヲシ

タニ過ギナイト云フコトハ洵ニ慶賀ニ
堪ヘナインデアリマス、唯技術院ハ單
ナル技術者ノ斡旋機関タルニ止メズ、
技術力ヲ結集強化シ、以テ之ヲ戰力化
スル線ニ向ツテ當局ノ一段ノ飛躍的勇
斷ガ望マシイノデアリマス

第四ハ國民生活ノ問題、就中其ノ中
心ヲナス食糧確保ノ問題デアリマス、
昭和二十年度ニ於ケル食糧ノ需給事情
等ニ顧ミテ、内地ニ重點ヲ置クコト、
米、麥ト並ソデ甘藷、馬鈴薯ノ増産ス
ベキコトガ強調サレ、政府モ食糧ノ生
産及ビ配給ニ五億五千八百萬圓ノ經費
ヲ以テスル外、甘藷二十七億貫、馬鈴
薯八億貫増産ノ目標ニ向ツテ七千五百
マス、而シテ主食糧一合三匁ノ標準量
意ヲ示サレタコトハ力強イ限リデアリ
マス、而シテ主食糧一合三匁ノ標準量
ヲ堅持スベキ旨ヲ聲明サレタコトモ、
國民ノ戰時的安心感ヲ高メルコトデア
リマス、唯價格政策ノ改善スペキコト
ハ前ニモ述ベタ通リデアリマス、又「ト
ンネル」的存在デアル統制會社ノ整理
ニ付キマシテ、當局ガ日和見ニ墮シテ
居ルト思ハレル點ハ改メラレタイトノ
ニ付キマシテ、當局ガ日和見ニ墮シテ
統農業團體ノ整備強化ヲ圖リマスト其
ニ、指導ノ一元的統制ヲナシ、生產、

供出ノ眞ノ責任團體タラシメネバナラヌコト、農山漁村ニ於ケル其ノ生産資材並ニ生活物資ノ配給ヲ、農林水業團體ニ一元的ニ行ハシメルコトニ付キマシテハ、篤ト委員會ノ主張ニ顧ミテ其ノ實現ヲ期待シテ已ミマセヌ、又近時農民ノ生活ガ次第ニ荒ミ行ク實情ハ憂慮ニ堪ヘナインデアリマス、ドウカ拔本塞源ノ策ヲ講ジテ戴キタイモノト思ヒマス、尙ホ國民生活ニモ軍需增産等ニモ關聯ヘル防衛問題ニ付キマシテハ、政府ハ二億九千四百餘萬圓ノ豫算ト、二十億圓ノ豫算外契約トヲ以テ對處シテ居ルノデアリマスルガ、甚ダ不十分デアリ、此ノ際一段ノ施策ヲ強化スペキコトガ明カニサレマシタ、即チ政府ノ現ニ行ハントスル所ハ重要都市ニ關スル防空ノミデアリマシテ、他ノ地方ニ及バナイ、計畫ガ不完全ナ憾ミガ少クナインデアリマス、工場初メ一般疎開ニ付キマシテモ同様ニ計畫性ガナク、思ヒ付キノ範圍ヲ出デナインデアリマス、疎開ヲ受ケル方面ニ致シマシテモ亦然リデアツテ、特ニ農村ト工場疎開トノ關係ヲ深ク考慮シテ居ナインハ遺憾千萬ト言ハネバナラヌノデアリマス

リマス、國民ノ間ニ戰意ノ昂メラレツ、アル反面ニ於テ、道義廢頗ノ甚ダ寒心ニ堪ヘナイ様相ぞ見受ケラレルノデアリマス、而モ闇行爲ノ公然行ハル、背後ニ、政府ノ施策宜シキヲ得ザルニ依ルモノモ見出サレルノデアリマス、議會ノ開カル、都度手痛ク指摘サレル官紀ガ依然トシテ弛緩シ、其ノ大イニ振肅スペキモノガ所在ニアルコトハ慨歎ノ至リデアリマス、是レ取りモ直サズ思想對策ノ一日モ忽セニスペカラザル所以デアリマス、又決戰施策ニ當リマシテハ、戰時中文官任用令ヲ撤廢シテ、廣々人材ヲ天下ニ求ムベキコトガ強調サレマシタ、又政府中央部ノ意圖スルモノガ行政ノ末端ニ行渡ラナイ、斯ケアルベキ筈トサレテ居ルモノガ末端ニ行ハレテ居ナイ、島田農商大臣ノ所謂苦行政ヲ行政ノ全面ニ亘ツテ一掃スベキコトハ二討論者ニ於テ叱咤サレタ所デアリマス、又動モスレバ國民ノ昂メラレル戰意ヲ抑ヘルガ如キ言論取締法規ヲ改ムベキコトニ關シテハ、政府ガ他ノ諸法令ト共ニ之ヲ改廢スペクタ所デアリマス、又動モスレバ國民ノリマスガ、ソレモ急速ニ實現ヲ見ルヤ

ニシナケレバナリマセヌ
以上財政、外交、軍需、食糧、國內ノ諸問題ニ亘ツテ會議ノ大要ヲ申述べシタガ、委員會ニ於ケル論議ガ烈シテ會議錄ノ訂正ヲ要スルコトノ頻繁デアツタコトハ從來例ヲ見ナイ程デアリマシタ、又政府ガ初メノ中考慮中ト力研究中トカ答ヘラレタモノガ、次第二真鑑ナル態度ヲ以テ答辯サレルコトニナツタノモ本委員會ノ特色ニアツタト存ジマス、唯政府ノ苛烈ナ決戰階段ニ對處スペキ態度ノ緩漫ニ過グロコトニ對シテ、勇斷ヲ期待致シマシタコトハ各委員ノ口カラ繰返サレタ所デアリマス、議會ノ再開ヲ前ニシテ發表サレタ五大施策ハ如何ニモ内容ガ乏シイ、半年餘リモ行方不明ニナツタ物價問題ノ爲ニ、形バカリノ審議會ヲ作ルト云フガ、此ノ先ノ實行ヲ危ブムモノガ少クケルガ如クニシテ、而モ生産ガ低下シテハト用心シテ居ルノモ、斷行ヲ避ル逃ゲ言葉デハナイカトモ聽カレタノデアリマス、大和一致ハ妥協ヤ問題解決ヲ見送ルト同意義デアツテハナリセヌ（拍手）委員ガ政府ニ鞭撻ノ辭ヲ送リ、政府ノ送ルト同意義デアツテハナリセヌ（拍手）議會自ラ責任ヲ分ツテ政府ニ協力セントスルノデアリマス、政府ハ思ヒ切ツ

ヒマスルガ、統帥部トノ吻合ニ付キマシタガ、確乎タル自信ヲ以テ臨マレタイ、ガ如何ナル態度ニ出デタカ、其ノ足跡ヲ見ルガ宜イ、茲ニ戰爭ト云フノハ作

戦ノコトデハアリマセヌ、高度ノ政治性ヲ包含表現サレタモノデアリマス、而モ政府ハ苟クモ一度樹テ方針ヲ行フニ當ツテハ、行政上ノ措置ニ遺算ナキヲ期シマスルト共ニ、飽クマデ一億國民ヲ信ジ、一億國民ト共ニ政治スルノ心ヲ以テシナケレバナラヌノデアリマス、是レ必勝國內政治體制ヲ確立スルノ急務ナル所以デアリマス、此ノ一億國民ヲ基盤トスル必勝能勢ガ確立スレバ、軍需ノ増産モ、食糧ノ確保モ出來ルノデアリマス、是ガ確立シテ居ナイカラス

斯ケテ豫算委員會ハ討論者山本桑吉君ノ熟辯ヲ以テ議ヲ閉ヂ、茲ニ豫算ノ各案ヲ承認シテ本會議ニ臨ムコトニナス（拍手）

○議長（岡田忠彦）　是ヨリ討論ニ入リマス——西方利馬君
〔西方利馬君登壇〕

居ナイノデアリマス、否、此ノ國民ノ政治力ヲ出スコトナクシテハ勝ツコトガ出来ナインデアリマス、諸々ノ國家政策ノ裏付ケトナル物動計畫ノ如キモ、委員會ニ於ケル政府ノ説明ニ頗ル

國民ハ戰捷ノ爲ニ必要ナル豫算ハ如何ニハ、民意ノ暢達即チ國民ノ正シキ意思ヲ遺憾ナク實際政治面ニ具現スルコトニ依ツテ初メテ出來ルノデアリマス（拍手）是ナクシテ國民ノ熱烈ナル協

字モ、此ノ國民ノ政治力ガ完全ニ發揮シテ今日皇國興廢ノ關頭ニ立チ、我々ニ厖大デアリマシテモ、政府ノ要求ニ應ズル覺悟ト用意トヲ持ツテ居ルノデアリマス（拍手）此ノ點ハ帝國ニ取り絶大ナル強味ト申サネバナリマセヌ、政府ハ此ノ國民ノ赤誠ニ信賴シ強力果敢ニ治體制問題ガ強調サレテ居ルコトハ御承知ノ通リノコトデアリマス、躉テ急速ニ逞シキ新政治體制ノ結集スルコトガ期待サレ、政府ノ之ニ關聯スル大政翼賛會等ニ對スル措置ト、之ニ伴フ豫算ノ實施上ノ措置ガ執ラレル筈デアリマス

スト思フノデアリマス、本豫算案ニ織込マレマシタ施策ハ何レモ決戰下喚緊ニシテ、而モ缺クベカラザル所ノ要務デアリマス、是ガ實施ニハ分秒ノ躊躇モ許サナイノデアリマス、政府ハ右顧左眄スルコトナク斷々乎トシテ施策ヲ實行サレンコトヲ切ニ要望シテ已ミマセヌ、同時ニ此ノ豫算案ガ此ノ計畫通り、而モ時ヲ移サズ實績ヲ擧グル爲ニハ、國民ノ白熱シタ戰意ト其ノ精魂ヲ打込ンダ協力體制ニ依ルコトガ最モ肝要ナリト確信致スノデアリマス、總理大臣初メ内閣諸公ハ此ノ點ニ果シテ缺クル所ナシトセラレルヤ、茲ニ深キ思ヒヲ致スペキデアルト存ジマス、全國民ノ熱烈ニシテ心カラナル協力ヲ得ル爲ニハ、民意ノ暢達即チ國民ノ正シキ意思ヲ遺憾ナク實際政治面ニ具現スルコトニ依ツテ初メテ出來ルノデアリマス（拍手）是ナクシテ國民ノ熱烈ナル協

最高戰爭指導會議ニ責任者ハナイト言テ決戰施策ヲ斷行スルガ宜イ、政府ハトルノデアリマス、政府ハ思ヒ切ツ

憐ラヌ點ガアツタコトハ姑ク措クトシテ、年度豫算案ハ、臨時軍事費ヲ加ヘマシテ總額一千十八億餘萬圓デアリマス、

力ヲ求ムルゴトハ斷ジテ出來マヌ、然ルニ刻下ノ現狀ハ民意ヲ實際政治ノ上ニ具現スベキ所謂民意暢達ノ構組織ノ上ニ大イニ缺クル所アルハ甚だ遺憾トルノデアリマス（拍手）今日翼賛會、大政翼賛會アリト雖モ、是等ヲ以テシテハ此ノ重大ナル大使命ヲ達スルコトノ出來ナイコトハ最早明白デアリマス（拍手）故ニ我等ハ此ノ際從來ノ行掛リヲ一擲シ、新タル同志的ニシテ而モ學國的ナル政治團體ヲ結成セントスル固決意ヲ致シタノデアリマス、我々ガ茲ニ一億國民ノ政治力結集體ヲ樹立セントスルモノニアラザキモノヲ復活セントスルモノニアラゼルコトハ申スマデモアリマセヌ、唯一意一億國民ノ翼賛政治力ヲ決勝ノ一點ニ凝結シ、此ノ強力ナル政治力ニ依リ眞ニ大政翼賛ノ本分ヲ全フセントスル愛國ノ赤誠ニ出ヅルモノデアリマス（拍手）政府ハ義ニ本議場ニ於テ金光氏ノ此ノ點ニ關スル質問ニ對シ同感ノ意ヲ表セラレタノデアリマスルガ、政府方此ノ新團體結成ニ對シ正シキ理解ヲ持タレンコトヲ強ク切望致シマシテ、私ハ本豫算案ニ賛成セントスルモノデアリマス（拍手）

○議長（岡田忠彦君） 是ニテ討論ハ終局致シマシタ、是ヨリ採決ニ入りマス、

但シ總務算案中皇室賓賓費目アリマスカラ之ヲ除キマス、要セザ十案ヲ一括シテ採決致シマス、委員長諸君ノ起立ヲ求メマス

○委員長ノ報告ノ通り決スルニ賛成ノ委員長ノ報告ノ通り決スルニ賛成ノ正洪法律案、右六案ヲ一括シテ第一讀會〔總員起立〕

○議長（岡田忠彦君） 起立總員〔拍手起立〕

○議長（岡田忠彦君） 仍テ十案トモ委員長報告ノ通り全會一致可決確定致シマシタ

○議長（岡田忠彦君） 軍需金融等特別措置法案（政府提出）

○議長（岡田忠彦君） 第一讀會ノ續（委員長報告）

○議長（岡田忠彦君） 「拍手起立」

尙ほ委員會ノ進行中、最後ニ併託サ

レマシタ臺灣銀行法中改正法律案、此

ノ問題ニ付キマシテハ、特ニ内務省並

ニ臺灣總督府ノ政府委員ノ出席ヲ求メ

マシテ、祕密會ノ下ニ、頻々タル空襲

下ニ於ケル臺灣ノ實情ニ對シテ聽取致

シタノデアリマス、其ノ内容ハ祕密會

ナルガ故ニ、茲ニ御披露申上ゲルコト

ヲ差控ヘタイト存ジマス

斯クシテ一切ノ質疑ハ終了致シマシ

タ、本日討論ニ入リマシテ、池本甚四

郎君カラ翼賛政治會ヲ代表シテ贊成ノ

御意見ヲ開陳セラレマシテ、サウシテ

全員一致原案ヲ承認スペシトノ結論ニ

到達致シタ譯デアリマス、以上簡単デ

アリマスルガ、委員會ノ結果ヲ御報告

申上ゲマス(拍手)

○議長(岡田忠彦君) 六案ノ第二讀會

ヲ開クニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼ブ者アリ〕

○議長(岡田忠彦君) 御異議ナシト認

メマス、仍テ六案ノ第一讀會ヲ開

メマス、仍テ六案ノ第一讀會ヲ開

メマス、仍テ六案ノ第一讀會ヲ開

メマス、仍テ六案ノ第一讀會ヲ開

メマス、仍テ六案ノ第一讀會ヲ開

メマス、仍テ六案ノ第一讀會ヲ開

○議長(岡田忠彦君) 小泉君ノ動議

御異議アリマセヌカ

〔「異議ナシト呼ブ者アリ〕

○議長(岡田忠彦君) 御異議ナシト認

メマス、仍テ直チニ六案ノ第一讀會ヲ

開キ、議案全部ヲ議題ト致シマス

軍需金融等特別措置法案

第二讀會(確定議)

臨時資金調整法中改正法律案

第二讀會(確定議)

戰時金融金庫法中改正法律案

第二讀會(確定議)

生命保險中央會法律案

第二讀會(確定議)

損害保險中央會法律案

第二讀會(確定議)

臺灣銀行法中改正法律案

第二讀會(確定議)

○議長(岡田忠彦君) 別ニ御發議モア

リマセヌ、第三讀會ヲ省略シテ、六案

トモ委員長報告通り可決確定致シマシ

タ(拍手)次會ノ議事日程ハ公報ヲ以テ

通知致シマス、本日ハ是ニテ散會致シ

マス

午後八時十三分散會

〔別紙〕

○小泉純也君 直チニ六案ノ第一讀會

ヲ開キ、第三讀會ヲ省略シテ、委員長

報告ノ通り可決セラレントヲ望ミマス

官報號外 昭和二十一年一月三十日 衆議院議事速記録第六號

九二